

00997

# 鳥取縣公報

## 告示

◇鳥取縣告示第四百十二號  
農地調整法第十七條の規定による証票を次のように返納した。

昭和二十四年八月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

番号	公職	氏名	返納年月日
第一二号	鳥取縣技術吏員 各務 武雄	昭和二十四年八月一日	同
第一四号	同事務吏員	同	同
第五号	同	池田 稔夫	同
第六号	同	谷尾 鉄三	同
第一三号	同	鈴木 節美	同
第一四号	同	西川 洋	同

本書ノ大判  
國定規格 A5判

昭和二十四年八月二日  
第二千三十三号 火曜日

第一五号	同	尾崎 亨	同
第一六号	同	岩倉 義男	同
第一七号	同	今島 秀夫	同
第一八号	同	福田 英一	同
第一九号	同	橋本 泰三	同
第二〇号	同	磯江 詔	同
第二一号	同	前田 盛廣	同
第二二号	同	沢田 勳	同
第二三号	同	林 源藏	同
第二四号	同	森 昇	同
第二五号	同	岸本 友末	同
第二六号	同	福田 耕藏	同
第三〇号	同技術吏員	小倉 俊男	同
第三二号	同事務吏員	松原 登	同
第三三号	同	各務 徹	同



## ◆鳥取縣告示第四百十四号

農地調整法施行規則第四十條の規定による証票を次のように交付した。

昭和二十四年八月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

番号	記	公職	氏名	交付年月日
第一号	鳥取縣技術吏員	各務	武雄	昭和二十四年八月一日
第二号	同事務吏員	池田	稔夫	同
第三号	同	谷尾	憲藏	同
第四号	同	磯江	詔	同
第五号	同	大橋	政治	同
第六号	同	橋本	泰藏	同
第七号	同	各務	徹	同
第八号	同	竹内	勉	同
第九号	同技術吏員	西川	洋	同
第一〇号	同事務吏員	平尾	生	同
第一一號	同			

第一二号	同	林	昇	同
第一三号	同	前田	盛廣	同
第一四号	同	森	源藏	同
第一五号	同	村上	暎一	同
第一六号	同	山本	博	同
第一七号	同	太田	義隆	同
第一八号	同事務吏員	中山	力雄	同
第一九号	同	岩倉	義男	同
第二〇号	同	西尾	鉄三	同
第二一号	同	岸本	務	同
第二二号	同	太田	義隆	同
第二三号	同	今島	秀夫	同
第二四号	同	田辺	光博	同
第二五号	同	角原	隆弘	同
第二六号	同	細川	勉	同
第二七号	同			
第二八号	同事務吏員			
第二九号	同			

第四八号	同	福井	勉	同
第四九号	同	淀瀬	順三	同
第五〇号	同	松永	能典	同
第五一号	同事務吏員	小倉	俊男	同
第五二号	同	沢田	勳	同
第五三号	同	豊田	実	同

## ◆鳥取縣告示第四百十五号

昭和二十二年七月農林省令第六十二号加工水產物配給規則第十條第一項の規定により次のものを加工水產物の公認荷受機關として登録した。

昭和二十四年八月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、登録者の住 米子市難町一丁目十六番地  
所氏名 鳥取縣佃煮商工業協同組合  
理事長 齋藤万治

二、登録の種類 加工水產物公認荷受機關

三、登録番号 第十五号

四、取扱品目種類 刻するめの佃煮並びに同上原料用す

01001

01009

## 五、営業所又は事業場の位置

米子市内町百二十六番地

鳥取縣佃煮商工業協同組合米子地区集荷所

西伯郡境町弥生町四十二番地

同組合境地区集荷所

東伯郡倉吉町瀬崎町

同組合倉吉地区集荷所

鳥取市行徳町百二十八番地

同組合鳥取地区集荷所

## ◆鳥取縣告示第四百十六号

鳥取市大字浜坂の一部を地区とする浜坂下河原耕地整理組合設立については昭和二十四年七月三十日付で認可した。

昭和二十四年八月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十四年九月鳥取縣告示第三百四十九号中「氣高水產物株式会社に關する分」営業所又は事業場の位置に次の出張所を追加する。

昭和二十四年八月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

氣高郡寶木村大字寶木八百九十八番地

氣高水產物株式会社寶木出張所

同浜村町大字浜村八百四十三番地

同浜村出張所

昭和二十四年八月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

氣高郡寶木村大字寶木八百九十八番地

氣高水產物株式会社寶木出張所

同浜村町大字浜村八百四十三番地

同浜村出張所

## ◆鳥取縣告示第四百十八号

昭和二十四年七月鳥取縣告示第三百四十九号中「氣高水產物株式会社に關する分」営業所又は事業場の位置に次の出張所を追加する。

昭和二十四年八月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

氣高郡寶木村大字寶木八百九十八番地

氣高水產物株式会社寶木出張所

同浜村町大字浜村八百四十三番地

同浜村出張所

## ◆鳥取縣告示第四百十九号

昭和二十四年六月鳥取縣規則第四五号鳥取縣消費地域生鮮水產物配給規則第二條第一項の規定により次のものを生鮮水產物の指定荷受機關として登録した。

昭和二十四年八月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◆鳥取縣告示第四百二十号

森林法により左記箇所に対する保安林解除の申請を受理した。

昭和二十四年八月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

## 三、登録番号 第九号

記  
一、登録者住所 鳥取縣東伯郡浦安町大字金市一〇三  
氏名 東伯西部魚類株式会社  
代表者 竹田利幸

## 二、登録の種類 生鮮水產物指定荷受機關

記  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

## 三、登録番号 第九号

記  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

## 四、取扱水產物 生鮮水產物

全面積 の種類

三、二一〇五 内一、九三三七 国有 農林省所管

○、○七二三 ○、○七二三 同 同

○、○七二三 ○、○七二三 同 同

二、〇七〇二 ○、一一〇八 同 同

四、五〇一九 四、五〇一九 同 同

五、〇九二〇 ○、三二一四 同 同

一〇、六七一六 ○、四六一三 同 同

二、〇七〇二 ○、一一〇八 同 同

五、〇九二〇 ○、三二一四 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

縣	郡	村	大字	字	保安林種	全 面 積	要解除面積	所有者	備 考
鳥取	東伯	大誠	西園	東外ヶ浜外一	飛砂防止	三、二一〇五	内一、九三三七	国有 農林省所管	
同	同	同	江北	東林の北	同	○、○七二三	○、○七二三	同 同	
同	同	同	中北條	国坂	西大里 外一 同	二、〇七〇二	○、一一〇八	同 同	
同	同	同	同	西新屋敷	同	四、五〇一九	四、五〇一九	同 同	
同	同	同	同	大西後口外一	同	五、〇九二〇	○、三二一四	同 同	
同	同	同	同	汐川前	外一 同	一〇、六七一六	○、四六一三	同 同	

## ◆鳥取縣告示第四百二十一号

昭和二十一年四月勅令第百八十三号物價監視委員令に基く本縣における物價監視の区域並びに委員の定数を次のように定める。

昭和二十一年五月鳥取縣告示第二百三十二号（物價監視委員定数及び区域指定の件）は廃止する。

昭和二十四年八月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、区域 鳥取市、米子市及び東伯郡倉吉町

二、委員定数 鳥取市、米子市 各八人

東伯郡倉吉町

六人

## ◆鳥取縣告示第四百二十二号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のよう仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年八月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、建築主の住所氏名 東伯郡倉吉町大字湊町三一八  
牧原 鉄平
- 一、建築物の位置 東伯郡倉吉町大字湊町三一八
- 一、同 用途 店舗併用住宅
- 一、同 製造 木造 瓦葺 二階建 一棟
- 一、同 規模 建築面積 三六、四平方メートル
- 突出する部分 一一、三平方米
- 一、許可條件

こと。

- 一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

- 一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。

- 一、知事が必要ないと認めるときは、この許可條件の條項を増減若しくは変更することがある。

- 一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

## 教育委員會告示

## ◆鳥取縣教育委員會告示第四十一号

左記により鳥取縣教育委員會の定例會議を招集する。

昭和二十四年八月二日

鳥取縣教育委員會委員長 佐々木顯一

記

一、日時 昭和二十四年八月三日午前十一時

二、会期 一日間

三、場所 鳥取市東町鳥取縣教育委員會委員室

四、附議すべき事項

(1) 職員定数問題

(2) 學校教育法施行細則改正案

(3) 其の他